

堺市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画（案）についてのご意見の要旨と本市の考え方

	ご意見の要旨	市の考え方
○第 1 章 計画の基本的な考え方		
1	本計画における支援対象者について、出自に関する記載がない。 現在も被差別部落出身や被差別部落にルーツを持つ女性は、結婚差別を受ける可能性に晒されている。このような実態を踏まえ、「出自」の文言を追加してほしい。	本計画案第 1 章（計画の基本的な考え方） 2（本計画における支援対象者）に、「出自」を追記しました。
2	令和 7 年度（2025 年度）から令和 11 年度（2029 年度）までの 5 年間で計画の期間としているが、この 5 年間で困難女性の存在が無くなるとは考えられない。 期間終了後、5 年間の支援実施状況を総括し、何が継続して求められているのか、また、何が足りないのか等を踏まえて新たな計画やその後の実施計画について明文化してほしい。	本計画案第 5 章 2 のとおり、取組の効果検証や基本目標の達成状況を毎年度点検し、必要に応じて取組の改善を行います。また、点検結果は市のホームページでの公表及び堺市 DV 対策連絡会議等の会議で報告を行い、明らかになった課題等については都度見直しを行います。 最終年度においても同様に、社会情勢や国及び府の動向も注視し、必要に応じて見直しを行います。

（次頁へ続く）

○第2章 堺市における現状と課題

3	相談活動の担い手である女性相談員の配置は、東京都が 232 人（一人あたり女性人口 35,924 人）神奈川県 114 人（同 49,456 人）に対し、大阪府 44 人（同 148,405 人）という少なさである。 （令和 2 年度国勢調査）堺市の女性相談員の配置は、東区、美原区以外の各区で 2 名配置とのことだが、東区、美原区においても複数配置を求める。 さらに相談員は非正規であり、責任が重い割に雇用が不安定で低賃金、離職も多いという現状がある。正規雇用とし、専門性を高めるための研修と経験の蓄積が必須だと考える。女性支援法の理念を活かし、支援からこぼれ落ちる被害者を出さないよう、実効性のあるものにするために、各区に正規の女性相談員の配置とこれに伴う予算措置を求める。	本市の女性相談員の配置については、昭和 32 年に本庁福祉事務所に婦人相談員を配置したことに始まり、その後の増員により現在は合計 14 名の女性相談員を配置しています。東区や美原区は相談件数に鑑みて 1 名配置としていますが、状況に応じて他区からの応援や常勤職員による対応などで体制を整えています。 また、女性相談員の専門性の向上と経験の蓄積については、業務会議や研修などにより相談員の資質向上に努めています。また、法的な問題解決を要する場合の弁護士相談の利用や困難事例に対する組織的な対応を行っています。 今後についても相談数の推移などを踏まえ、適宜人員体制の確保に努め、支援対象者に安心して相談していただけるよう、いつでも必要な支援を受けられる支援体制をめざします。
4	女性相談員の研修について、被差別部落女性は女性と被差別部落といった複合的・交差的差別を受けている。このようなバックグラウンドを持った女性が女性相談窓口へ支援を求めてきた際に、「部落差別」についての認識が相談員になれば誤った対応をして二次被害を引き起こしたり、相談に来なくなってしまうといったことが発生することが考えられる。 相談にあたる女性相談員に対する「部落差別」についての定期的な研修を必修として位置付けていただきたい。	堺市では女性相談員を含め、職場における人権研修を実施しています。研修を通して職員の人権意識を高め、平和と人権の視点を持った施策、事業を実施する姿勢を養い、差別や人権侵害のない職場風土の醸成に努めています。 二次被害の懸念等については、本計画案第 4 章 3 のとおり「女性相談員の研修、専門家による個別事例検討会の実施」及び「支援対象者の状況に配慮した適切な対応に関する庁内関係部署への研修の実施」により、意識向上及び理解促進に一層努めます。

（次頁へ続く）

○計画案全般		
5	若年層への性被害の予防のために、民間支援団体との情報共有や財政支援を求める。	本計画案第 4 章のとおり、民間団体と連携し、各取組の効果的な推進に努めます。
6	若年層への性被害の予防のために、性暴力から自分自身を守るために包括的性教育が絶対に必要である。学校現場に専門家を派遣して学習してもらうことが必要。直接子どもたちに学習する機会を持つのが最重要だが、教職員の研修として行うことも必要と考える。	ご意見にあることもへの教育は女性支援法の趣旨からも大変重要であると認識しています。 本計画案第 4 章 1 にある「学校でのデートDV や性暴力についての周知」として、依頼のあった堺市内の小中高大学及び専門学校生への講義及び市立校の中学 3 年生及び高校 3 年生担当教員を中心とした研修を実施しています。
7	政令指定都市としての「女性支援法」の財源を確保し、幼少期からの性教育を含む女性の権利向上の公教育の充実を望む。	引き続き、学生及び教員等への啓発に取り組み、また、相談窓口の広報等を一層強化します。
8	若年層への性被害の予防のために、若年者や子ども向けのアニメや漫画を使ったパンフレットを作成してみてもどうか。	若年層や子どもに向けた効果的な周知方法については、今後検討します。
9	ジェンダー問題に関心を持つ者でさえ、「女性支援法」について知る者がほとんどいない。このため、「女性支援法」の市民への広報活動について一層の強化をお願いしたい。 特に、SNS 上の 10 代の子どもに対する性暴力被害が広がり、深刻化している現状から、若い世代へのネットを使った広報も考えていただきたい。	相談窓口周知のための広報と併せ、女性支援法についての市民に向けた啓発に取り組み、若い世代へのネットを活用した情報発信など周知を強化します。

※提出されたご意見は適宜整理、要約しています。